

監査等委員（会）職務確認書の改訂について

2022年2月

一般社団法人 監査懇話会

当会の「監査等委員(会)職務確認書」は、2018年6月に初版を公表、2020年3月第1回改訂を行っています。さらに2021年3月に、令和元年（2019年）改正会社法の内容を踏まえ、監査等委員会の意見形成に影響すると思われる事項について検討し第2回目の改訂を行いました。今回の第3回改訂では、一部体裁を変更するとともに、[確認事項][説明]等において重要な事項を追加記載しています。また、依然として続く気配のあるコロナ禍において、監査等委員会の監査等職務における留意点についても別紙で記載しています。

主な改訂事項は、以下の通りです。

- (1)「監査等委員（会）職務確認書」の表紙ページにおいて、「作成の目的」とともに、監査役設置会社との比較を強調するために監査等委員会設置会社の特徴を記載していました。第3回改訂では、「2. 監査等委員会設置会社の特徴」(1)～(7)の記述内容全てを削除しました。その内容を後掲のⅠ～Ⅶの各項の[説明]又は[監査等のツボ]に移設し記載しています。「前文」と「本文の説明」の両方を読む必要はなく、Ⅰ～Ⅶ各項を読むだけで監査等委員会の特徴を理解していただけると存じます。
- (2)上記(1)の改訂以外の主な改訂事項は、次のとおりです。
 - ①Ⅰ－1. 監査等委員会の組織と運営方法の項では、監査等委員会では書面決議ができないこと、及び報告の省略ができることを付記しました。
 - ②Ⅱ. 監査等委員会の監査の環境整備の項では、上場会社の代表取締役との意見交換では、CGコードの適用状況についても議題にすること、専任の補助使用人の確保が困難な場合の代替的スタッフの確保についても協議することを付記しています。
 - ③Ⅳ. 会計監査の項では、企業会計審議会「監査基準」の改定にともない、日本公認会計士協会より監査人の監査報告における「その他の記載内容」の取扱いについて指示が出ていることに関連して、監査等委員会の対応について記載しました。
 - ④Ⅶ. 企業不祥事発生時の対応、訴訟等への対応の項では、令和元年改正会社法が施行され、会社法に「補償契約」及び「役員等賠償責任保険契約」の締結手続が定められたことに伴い、監査等委員会としての留意事項を記載しました。
- (3)別紙2として「コロナ禍を踏まえた監査役等職務の留意点」を整理し記載しています。

2022年度版の改訂内容の詳細については、ホームページに掲載した「新旧対照表」をご参照ください。

「監査等委員（会）職務確認書」の記載事項、使い方等に関する質問又はご意見については、当会ホームページの入会・お問合せ>申込み・お問合せフォームから「お問い合わせフォーム」を利用してご送信頂くようお願い申し上げます。 以上